

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 9 月 29 日

株式会社アサックス

2026 年 9 月 29 日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都渋谷区広尾一丁目 3 番 14 号

株式会社アサックス

代表取締役 草間 雄介

株式会社アサックス（以下「当社」といいます。）及び株式会社フォーサイト（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026 年 8 月 19 日付で締結した合併契約に基づき、2026 年 9 月 28 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 9 月 28 日

2. 吸収合併消滅会社における手続の経過

(1) 株主の本合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）の手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 24 日付で官報に本合併に関する異議申述の公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

3. 当社における手続の経過

(1) 株主の本合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）の手続の経過

本合併は、会社法第 796 条の第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）手続の経過

本合併は、会社法第 796 条の第 2 項本文の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の経緯

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 8 月 24 日付で官報及び電子公告により、当社の債権者に対し本合併に関する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

4. 本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日である 2026 年 9 月 28 日をもって、消滅会社から資産、負債その他権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2026 年 9 月 28 日

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事前備置書面)

2026 年 8 月 24 日

株式会社フォーサイト

2026 年 8 月 24 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区北青山三丁目 12 番 7 号

株式会社フォーサイト

代表取締役 松本 洪輔

株式会社アサックス（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び株式会社フォーサイト（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2026 年 8 月 19 日付で合併契約を締結し、2026 年 9 月 28 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

本合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に規定する事項は下記のとおりです。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際し合併対価の交付はありません。

3. 消滅会社の新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況につき、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収合併後における吸収合併存続会社である当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

6. 事前開示開始日以降、上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上

別紙1 合併契約書

次ページ以降をご参照ください。



合併契約書

株式会社アサックス（以下、「甲」という。）と、株式会社フォーサイト（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る当事者の商号及び住所は、次のとおりである。

甲： 吸収合併存続会社

商号 株式会社アサックス

住所 東京都渋谷区広尾一丁目3番14号

乙： 吸収合併消滅会社

商号 株式会社フォーサイト

住所 東京都港区北青山三丁目12番7号

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、令和8年9月28日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第3条（合併対価の交付及び割当て）

甲は、乙の全株式を所有しているため、本合併に際して、乙の株主に対して一切の対価を交付しない。

第4条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条（合併承認株主総会）

甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項の規定により、株主総会における本契約の承認を得ずに合併する。

第6条（権利義務全部の承継）

甲は効力発生日において、乙の従業員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その財産及び権利義務

に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

本契約は、甲及び乙の適法な機関決定による承認が得られないときは、その効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定する。

本契約の締結を証するため本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は写しを保有する。

令和8年8月19日

甲： 東京都渋谷区広尾一丁目3番14号
株式会社アサックス
代表取締役 草間 雄介



乙： 東京都港区北青山三丁目12番7号
株式会社フォーサイト
代表取締役 松本 洪輔



別紙2 消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
次ページ以降をご参照ください。

第 1 1 期 計算書類及び個別注記表

〔 2 0 2 5 年 4 月 1 日から
2 0 2 6 年 3 月 3 1 日まで 〕

株式会社フォーサイト

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	37,193	流動負債	4,156
現金及び預金	26,699	未払金	234
前払費用	62	前受金	2,522
未収収益	255	預り金	51
未収入金	10,175	未払法人税等	35
		未払消費税等	1,314
固定資産	781,848	固定負債	747,193
有形固定資産	781,218	長期借入金	730,000
建物	15,995	預り保証金	17,193
工具、器具及び備品	26		
土地	765,196	負 債 合 計	751,350
投資その他の資産	630	純 資 産 の 部	
出資金	30	株主資本	67,691
保証金	600	資本金	10,000
		利益剰余金	57,691
		その他利益剰余金	57,691
		繰越利益剰余金	57,691
		純 資 産 合 計	67,691
資 産 合 計	819,041	負 債 ・ 純 資 産 合 計	819,041

損 益 計 算 書

〔 2025年4月1日から
2026年3月31日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 営業収益		44,946
II 売上原価		5,471
売上総利益		39,475
III 販売費及び一般管理費		15,089
営業利益		24,386
IV 営業外収益		
受取利息	116	
雑収入	2,385	2,501
V 営業外費用		
支払利息	14,418	14,418
経常利益		12,469
税引前当期純利益		12,469
法人税、住民税及び事業税	1,779	1,779
当期純利益		10,689

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月 31日まで 〕

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2025年4月1日 残高	10,000	47,001	47,001	57,001	57,001
事業年度中の変動額					
当期純利益	—	10,689	10,689	10,689	10,689
事業年度中の変動額合計	—	10,689	10,689	10,689	10,689
2026年3月31日 残高	10,000	57,691	57,691	57,691	67,691

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物、建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法の規定によっております。

(2) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 11,231 千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

(流動負債)

関係会社借入金 570,000 千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費 110 千円

営業取引以外の取引による取引高

支払利息 1,665 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	200	—	—	200
合 計	200	—	—	200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

③ 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱アサックス	東京都 渋谷区	2,307,848	不動産 担保融資	(被所有) 直接 100.00	出向元 業務委託契約 資金の借入 れ。	出向者費用の支払 (注3)	1,800	—	—
							業務委託契約 (注4)	110	—	—
							資金の借入れ (注5)	570,000	関係会社 借入金	570,000
							利息の支払 (注6)	1,665	—	—
主要株主及 びその近親 者が議決権 の過半数を 自己の計算 において所 有している 会社等	㈱山和 (注1)	東京都 渋谷区	52,918	不動産 賃貸業	—	不動産の賃借	営業用店舗の 賃借 (注7)	660	前払費用	55
	㈱フレキシブル (注2)	東京都 中央区	3,000	有価証券 の保有、 売買なら びにその 運用	—	資金の借入れ	資金の返済 (注5)	640,000	長期借入金	160,000
							利息の支払 (注6)	12,752	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 主要株主の代表取締役草間庸文及びその近親者が合計で議決権の78.0%を直接所有している会社であります。
2. 主要株主の代表取締役草間雄介が議決権の100%を直接所有している会社であります。
3. 出向元基準で、協議の上、出向割合に応じた相当額を支払っております。
4. 業務委託につきましては、業務委託契約の内容に基づき交渉の上、決定しております。
5. 取引条件については、一般取引条件と同様に決定しております。
6. 利息の支払については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
7. 本社として利用しているものであり、賃料及び敷金の差入れは近隣の相場をもとに交渉により決定しております。なお、取引金額には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 338,457円92銭
- (2) 1株当たり当期純利益 53,449円05銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。